平成２５年（フ）第１７６号
神奈川県横須賀市追浜町３丁目22番地　鈴木ハイツ206、開始決定時の住所神奈川県横須賀市追浜東町１丁目10番地15
破産者　千坂　光一
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２７号
神奈川県三浦市初声町下宮田601番地１　ルナタウン三浦2607
破産者　池田　良美
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２３４号
神奈川県横須賀市船越町３丁目54番地
破産者　山本　勇夫
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７４号
石川県小松市浮城町102番地　アメニティー浮城305号室、従前の住所石川県小松市上牧町150番地
破産者　島田三佐子
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１０５号
石川県小松市千代町丁１番地６、従前の住所石川県能美市吉原釜屋町ヌ４番地１
破産者　中村　賢市
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第９４号
長野県茅野市湖東5261番地
破産者　牛山　憲彦
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５７８号
静岡県藤枝市藤岡２丁目４番13号、旧住所静岡県藤枝市緑の丘25番地の５　サンレミＢ101
破産者　松本　友希
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４４号
静岡県熱海市相の原町19番10号
破産者　望月久美子
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
愛知県一宮市奥町字堤下二81番地２
破産者　若山　博文
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１１９号
京都市中京区御幸町通三条上る丸屋町320番地　御幸町パークハイム606、前住所京都市上京区中町通丸太町上る俵屋町434番地
破産者　石倉　　旭
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２５号
京都市伏見区竹田真幡木町93番地　コーポ桐山104号
破産者　飯塚　和彦
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
兵庫県尼崎市西長洲町１丁目５番１―602号、前住所兵庫県尼崎市潮江１丁目６番７―702号
破産者　カフエ・ド・ルーこと　石川　元恵
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１１号
和歌山市松江北３丁目２番16号
破産者　榎本　秀司
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１２号
和歌山市松江北３丁目２番16号
破産者　榎本　隆子
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５２号
和歌山市西汀丁17番地、住民票上の住所和歌山市北大工町22番地―２Ｆ
破産者　中西　宣之
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７２号
和歌山市古屋410番地の７
破産者　川野　喜洋
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０９号
和歌山県有田市港町597番地１
破産者　河合　正規
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４２８号
和歌山市井戸121番地
破産者　山本　聖二
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係